

相続連載シリーズ

58

弁護士 市場 輝

遺産分割前の預貯金の取り扱いについて

被相続人の遺産のなかには、ほとんどの場合に預貯金が含まれています。したがって、遺産分割の際には、必ずといっていいほど預貯金をどのように取り扱うかについて共同相続人の間で協議することになります。

そこで、今回は遺産分割における預貯金の取り扱いを踏まえたうえで、預貯金に関する法改正についてお話ししたいと思います。

1 遺産分割における預貯金の取り扱い

遺産分割における預貯金の取り扱いですが、平成28年の最高裁判所大法廷決定で、預貯金は遺産分割の対象とされました。したがって、共同相続人は遺産分割前に個別に預貯金の払い戻し請求をすることはできなくなりました。つまり、遺産分割協議のなかで預貯金をどのように分割するのか合意したうえで、その合意に基づいて金融機関に払戻し請求をしなければなりません。

しかし、遺産分割協議でなかなか合意に至らない場合、いつまでたっても預貯金を引き出せないことになり、共同相続人にとって不都合なことが出てくる可能性があります。

そこで、一定の限度で遺産分割協議を経ることなく、払戻請求ができるように法改正されました。それが遺産分割前における預貯金債権の行使の規定です。

2 遺産分割前における預貯金債権行使

この度の法改正により、遺産分割前に預貯金の払い戻しが認められるようになりましたので、

共同相続人は、遺産に属する預貯金債権のうち、相続開始時の債権額の3分の1に、当該共同相続人の法定相続分を乗じた額について単独で権利行使できます。ただし、払い戻しを受ける金額は150万円を超えることはできないとされています。

また、実際に払い戻された預貯金については、当該共同相続人が遺産の一部の分割によりこれを取得したものとみなされます。



今回は、遺産分割の際、多くの場合に問題となる預貯金の取り扱いについてお話ししました。遺産分割前において預貯金の払い戻し請求は、原則として認められませんが、例外的に150万円を上限として認められ、払い戻しを受けた場合には遺産の一部の分割によって取得したとみなされることをおさえていただければと思います。

◆プロフィール

弁護士 市場 輝(いちば あきら)／
とくけん
法律事務所 徳賢



平成19年に九州大学法科大学院に入学、平成24年に司法試験に合格、1年の司法修習を経て、平成25年より徳永賢一法律事務所にて執務を開始いたしました。平成28年8月より徳永賢一法律事務所は、事務所名を「法律事務所徳賢」に変更し、平成30年8月には事務所移転しました。平成から令和へと続く時代のニーズに応えられるように頑張っておりますので、相続連載シリーズもどうぞよろしくお願い申し上げます。